

## 原告意見陳述書

2024年6月13日

原告 ●

### 第1 はじめに

原告の●です。私は、2019年6月29日に最愛の妻●を亡くしました。今日は、私と妻がどのように家事や育児を分担して、妻が生計を維持してきたか、そしてこの訴訟を提起した理由をお話します。

### 第2

- 1 私と妻は、働いていたワーカーズコープセンター事業団にて知り合い、1997年に結婚しました。妻は、当時から、誇りをもって仕事をしており、「結婚しても私は家にいない」と宣言していました。私は、責任感が強く、頑張り屋の妻が好きで、応援したいとも思い、結婚しました。

私と妻は、3人の子に恵まれました。私たち夫婦は、結婚以来、共働きで、平等に家事を分担し、子育てや子どもたちのケアを平等に行っていました。

妻の協力、そして妻の収入がなければ、私たちは、三人の子を育てることはできませんでした。

- 2 妻は、長く事務職として勤務していましたが、2017年9月、ワーカーズコープの三多摩山梨事業本部事務局長に昇進し、現場のトップになりました。妻は私より2歳年上だったこともあり、私より早いペースで昇進していました。この事務局長の役職についてから、妻は、とても忙しくなりました。三多摩・山梨エリアは大きな分類でも24もの事業場があったので、妻は、毎日遅くまで、点在する各事業場を訪問して、組合員のスタッフと面談や懇親を重ね、帰宅が午前0時を回ることは珍しくなくなりました。妻は、かなり無理をしていたと思います。

私は、これまでになく忙しくなった妻と家族を支えようと、妻よりも家事を多く担うようになりました。朝食、夕食、掃除、洗濯、ごみ捨ては私の担当になり、妻は、妻・長男・長女・二男の4人分のお昼のお弁当作りのみになりました。

妻は私より昇進が早かったため、妻の死の直前、妻の年収は約700万円、私の年収は約500万円で、妻の年収の方が高くなりました。

- 3 そのような多忙な日々のまっただ中、妻は、2019年6月25日、職場の懇親会で倒れ、そのまま帰らぬ人となりました。

仕事に関して、あまり愚痴を言うことのなかった妻でしたが、亡くなった年の4月か5月頃には、本当に疲れた感じで「これ以上は無理だよ」とこぼしたことがありました。その時は、元気づけてしまいましたが、今はそのことを心の底から後悔していますし、子どもたちには申し訳ないという気持ちでいっぱいです。

仕事では妻の代わりはいます。けれど、我々家族にとっては、かけがいのない妻であり、母でした。家族みんなを元気づける笑顔をみることも、ありがとうの感謝も伝えることもできません。

- 4 私は、妻の死因が脳動脈瘤破裂のくも膜下出血だと聞いて、「過労死に違いない」と思い、労災申請をしました。

ところが、労働基準監督署では、窓口の職員が、「夫は受給資格者には該当しません」と言って、私の労災申請を受け付けようとしませんでした。私は、妻が過労死したのであるから当然、夫である私が遺族補償年金などの受給資格者にあたると思っていました。

もし私が夫を亡くした「妻」であれば、遺族年金を受け取ることができます。私が「妻」であれば、労働基準監督署は労災申請を難なく受け付けたと思います。私は、「夫」であるというだけで、労災申請が門前払いされたことはとてもおかしいことだと思い、納得できませんでした。しかし、妻の死が労災と認められることを優先し、二男を請求人とする労災申請をすることにしました。

- 5 我が家は、私、妻、長男、長女、二男の5人家族で、妻が亡くなった2019年6月当時、長男は大学3年生、長女は大学1年生、二男は中学3年生でした。

妻が亡くなって以降、私は、家事、子どもとの交流など家庭責任を全て一人で担当しなければならず、負担が一気に増えました。私は、早く帰宅して夕食の準備をしなければなりません。それまでの職場は残業が多かったので、残業の少ない職場に転職せざるを得ず、これにより収入は月額13万円も減少しました。

そして、妻が亡くなったとき、私の貯金はわずか100万円でした。そのようななか、私は、毎月の住宅ローン、食費に加え、子どもたちの学費を1人で負担しなければならなくなり、携帯電話契約の見直し、光熱費の節約、積立預金の停止、長男・長女にアルバイトを増やしてもらうなどできる限りの切詰めをしましたが、それでも家計はとてもしんどいものでした。

二男はサッカーに打ち込んでおり、高校サッカー出場を目標に私立の強豪校を志望していました。二男は、「私立の高校や大学への進学を断念せざるをえないのでは」といつも生活や進学のことを心配していました。

### 第3

- 1 妻の死は、八王子労基署にて、労災であると認められました。しかし、配偶者である私は遺族補償年金の受給資格者ではないと告げられ、さらに、労災認定されてすぐ二男も18歳の3月31日を迎え、我が家には妻の遺族補償年金を受給する資格がある人間が誰もいなくなっていました。

私たち家族には、一時金として1754万円が支払われただけです。もし私が「妻」であったならば、弁護士さんの試算では、8820万円の遺族年金を受け取ることができたはずでした。

私たち夫婦は、結婚以来、共働きで、互いに収入を持ち寄り、平等に家事を分担し、子育てや子どもたちのケアを夫婦平等に行っていました。私たちのような共働き家庭では、夫が欠けた場合でも、妻が欠けた場合でも、同じ精神的、経済的打撃が、共同生活を営んでいた配偶者に生じます。その打撃に、男性配偶者と女性配偶者で違いはありません。

そして、男女共同参画が謳われる現在では、我が家のように共働きで、互いに収入、家事、子育てを分担する家庭はますます増えており、男性配偶者と女性配偶者への同様の打撃を軽減することが必要だと思います。

- 2 それにもかかわらず、労災保険法16条の2が《夫が亡くなった場合》と《妻が亡くなった場合》とで、国が《妻が亡くなった場合》にだけ年金を出すことは男女差別だと思い、この訴訟を提起することにしました。

私は、労災保険法16条の2が男女差別だと思うか、思わないかという感情や認識を話しているわけではありません。差別は、《感情》ではなく、《構造》や《制度》の問題です。労災保険法16条の2は、「男性だけが働き、女性が家庭を守る」という家庭像を前提にしています。私は、このような価値観に基づく男女不平等の制度を維持することは、仕事にやりがいをもって働く私の妻のような女性の生き方を否定していると考えています。私は、女性の労働を男性と同等に評価しない法律が差別であり、男女平等を定めた憲法14条1項や国際条約に違反すると訴えています。

- 3 「男性だけが一家の大黒柱」という時代は終わりました。裁判所におかれては、男女平等が日々大きくすすんでいる社会構造の変化に目を向けて、夫婦が平等なパートナーとして扱われる真の男女平等社会のため、勇気をもって憲法違反の判決をしていただきたく、お願い申し上げます。

- 4 私は、妻の使っていた名刺入れを形見として仕事をしています。妻は、私たちの子どもたち世代のためにも、男女平等の制度と社会を願い、この訴訟を応援してくれていると信じています。

妻は、「女は家庭を守る」という価値観には賛同しなかったと思います。妻は、男性も女性も同じように仕事をして家計を支え、ともに家庭を大切に

するという考え方でした。過労により志半ばで倒れたことは悔しかったと思いますが、それだけ自分の身を粉にして働いた結果が、男性とは違う、愛する家族に遺せる財産が異なるのだと知ったら、憤るに違いありません。私は、妻が一所懸命に働いていたこと、その労働が男性と同じだけ尊いものであったことを、妻と遺された子どもたち、そして働くすべての人たちのために、この裁判を通じて証明したいと思います。

よろしくお願い申し上げます。

以上